

補助金概要調書

補助金名	中山間地直接支払事業(交付金交付事業)補助金			
所管部課	淀江支所 地域振興課 (TEL56-3112(直通))			
補助対象者	中山間地直接支払組合(本宮地区) 設立 平成13年 構成員23名			
補助開始年度	平成13年			
交付目的	中山間地域等直接支払米子市基本方針(平成17年8月24日、認定)に基づく対象地域において、耕作放棄地の解消と発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすることにより、中山間地域の持つ多面的機能の確保・農地の保全を図る。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	1,350千円 (1,350)千円	1,350千円 (1,350)千円	1,350千円 (1,350)千円	1,350千円 (1,350)千円
補助事業の内容	中山間地直接支払組合が行う条件不利地(急傾斜地)である農地・農道・水路などの保全に対して、交付金を交付する。 時期 平成20年4月～平成21年3月 場所 本宮地区 内容 農地・農道・水路の適正な管理			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		1,350千円	
	内補助対象経費		1,350千円	
	補助対象経費の内訳		農地・農道・水路などの保全のために要する経費 中山間地の多面的機能の確保に要する経費	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		国の中山間地域直接支払交付金等交付要綱・中山間地域直接支払交付金等交付要領にしたがって交付する。	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 1/3 県 1/3 市 1/3 その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	本宮地区の耕作不利地の保全、中山間地の持つ多面的機能の確保が図られている。また、小学校との連携学習も実施している。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	平成17年度からの5年間が補助事業の期間であり一応の終期は、21年度である。しかし、21年度以降も補助事業の実施が具体的に検討されており、今後の事業継続については地元と協議しながら判断していく。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				